

一般ADR申立チェックリスト

【申立書等／必須提出】

- 申立書 … 3部（※相手方が2名以上の場合は相手方の人数+2部）
- 当事者（申立人または相手方）が法人の場合、法人である当事者の代表者事項証明書または履歴事項全部証明書（原本）…各1部
- 個人情報（事件記録等）のお取り扱いについて …1部
- （親権者、成年後見人等の法定代理人による申立ての場合）法定代理権を裏付ける書類の原本（親権者であれば戸籍謄本※発行から3か月以内のもの、成年後見人であれば選任審判書または登記事項証明書など）

▶ 任意代理人を選任して手続に参加させる場合

> 弁護士を任意代理人に選任して手続に参加させる

- 委任状（原本1通）
※委任範囲が明確となるよう、事件及び委任事項の記載が必要です。

> 親族を任意代理人に選任して手続に参加させる

- 委任状（原本1通）
※委任範囲が明確となるよう、事件及び委任事項の記載が必要です。なお、親族を代理人として選任することが認められるかはあつせん人の判断となります。
- 戸籍または住民票（原本1通）などの本人との関係性（続柄）が分かるもの（マイナンバーの記載は不要）

> 会社の従業員を任意代理人に選任して手続に参加させる

- 委任状（原本1通）
※委任範囲が明確となるよう、事件及び委任事項の記載が必要です。なお、従業員を代理人として選任することが認められるかはあつせん人の判断となります。

▶ 仲裁を申し立てる場合

- 仲裁合意書（原本1通）

【証拠資料／任意提出】★いずれも3部（※相手方が2名以上の場合は相手方の人数+2部）ずつ作成ください

次のような書類の写しを提出していただくと、話し合いがスムーズになります。

- 契約書類 写真 電子メール、FAX、手紙、内容証明郵便などのやりとり など